

けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成17年 12月 創刊号



目 次 今回は事務所移転特集号です。所内の写真、見取図を掲載して紹介します

◆挨拶	2	◆法律改正	4
◆事務所の歴史	2	◆暮らしに役立つ豆知識	4
◆新事務所の紹介	2～3	◆最新判例紹介	4
◆兼六法律事務所の概要	3	◆書籍の紹介	4
◆お客様の声	3	◆新入所員挨拶	4
		◆編集後記	4

挨 捂

兼六法律事務所の事務所報「けんろく通信」創刊号をお届けいたします。

「法律事務所は敷居が高い」と言われてありますが、弁護士からの情報提供が不足していたと思います。

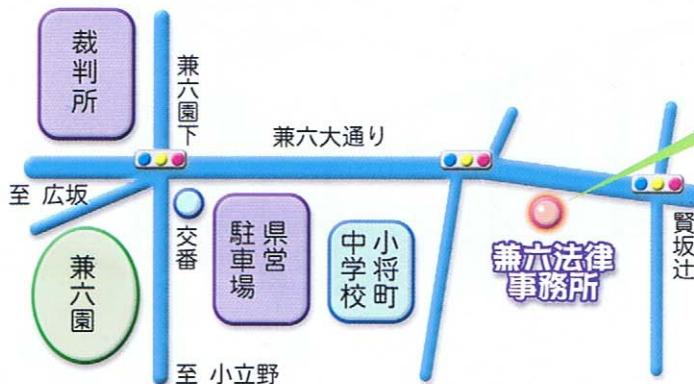
そこで、事務所の近況やトピックなどを定期的に皆様にお伝えすることを目的に創刊いたしました。

インターネット全盛の時代ですが、紙媒体も独自の味があります。この「けんろく通信」により、私たちの事務所を少しでも身近に感じていただければ幸いです。



所長 小堀 秀行

新事務所の紹介



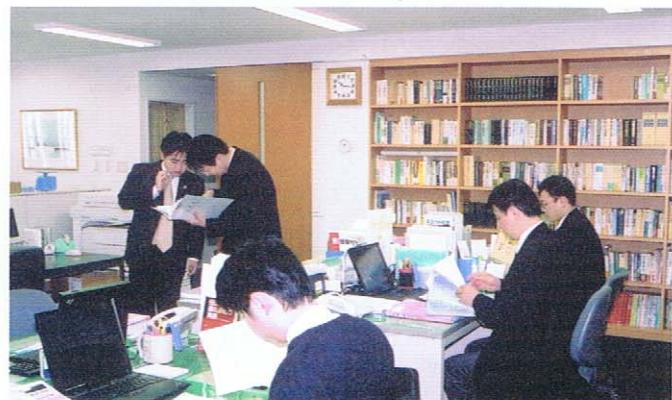
事務所の歴史

平成4年4月 兼六元町に「小堀法律事務所」設立

平成8年4月 「小堀・二木法律事務所」に改称

平成11年4月 兼六元町に事務所を購入
「兼六法律事務所」に改称

平成17年9月 小将町に新事務所を建設し、
移転



会議室 2



会議室 6

兼六法律事務所の概要

1 メンバー

弁護士4名（男性3名・女性1名）、事務員7名（男性4名・女性3名）の合計11名です。

弁護士は40代2名、20代2名で、比較的若い構成となっています。

事務員は法学検定3級を取得しており、専門知識の習得に日々研鑽しております。

2 業務内容

自己破産、民事再生、債務整理等の案件や交通事故、離婚・相続などの一般民事・家事事件が多

いですが、先物取引、知的財産権、刑事事件や少年事件も積極的に受任しています。

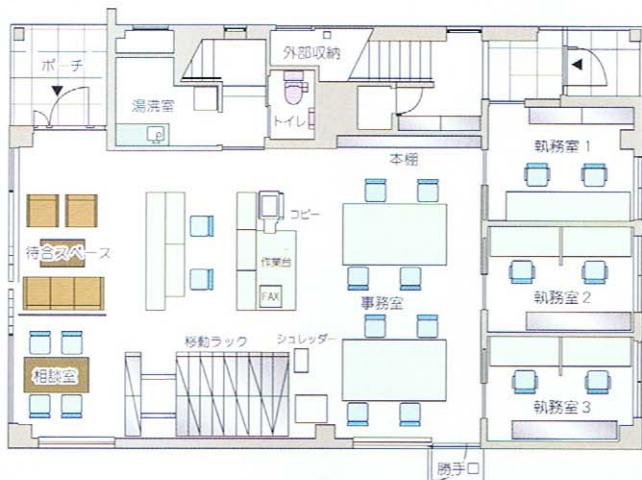
3 目標

当事務所では、お客様に安心と満足をお届けすることを第一の目標としています。

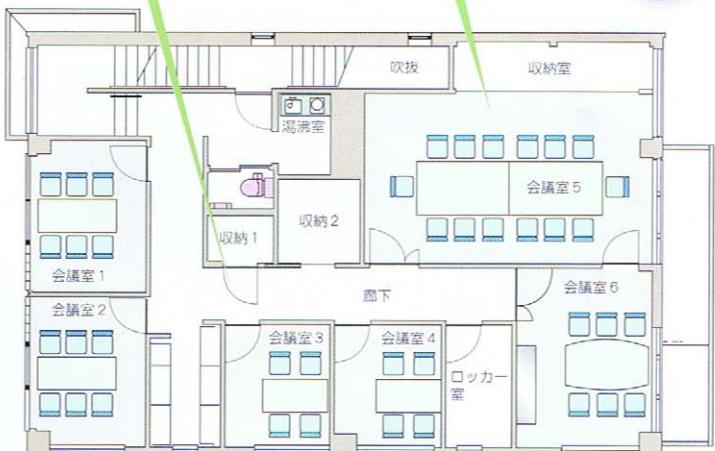
平成16年3月にISO9001を取得し、安心と満足をお届けするシステムを構築しました。今後は、その運用を改善していき、更によりサービスを提供していきたいと思います。

見取り図

1階



2階



設計士に聞く

設計のポイント

この建物は信頼と安心を感じられるよう、シンプルで端正なデザインとし、グレー系を基調として落ち着いた雰囲気の建物としながらも、シャープさを出すことで、新しい時代への取り組みをアピールする外観としています。

内部においても、顧客が信頼感と親しみが持て、事務所の人たちも使いやすく、快適な環境で業務に集中できるよう明るく落ち着いたインテリアとしています。

この法律事務所が歴史ある金沢の景観に調和し、根づいていくことを願っています。

澤田正建築計画研究所 所長 澤田 正

お客様の声

アンケートより

分かりやすく丁寧に説明して下さったことや疑問点や経過も電話や直接会って時間をとって説明して下さったことも感謝しています。

事務の方もみなさん優しく、親切で、快く経過などを説明して下さり、また、励まして下さり、本当に有り難うございました。



法律改正 刑事訴訟法・規則

平成17年11月1日より、昨年成立した改正刑事訴訟法のうち、「公判前整理手続」を中心とした部分が施行されました。

これは、平成21年5月までに実施される裁判員裁判の前提となるものです。

裁判員法が施行された後は、裁判員制度対象事件については「公判前整理手続」をしなければなりません。それ以前は、裁判所が「公判前整理手続に付する決定」（法316条の2）を行った場合だけ、同手続きが行われ、それ以外の事件は従来同様となります。

「公判前整理手続」により、検察官手持ち証拠の開示請求規定が適用されることになる反面被告人側にも「予定主張」の明示等を求められることになるので、しっかりした準備が必要です。



書籍の紹介

～子どもの心～

今年8月に当事務所弁護士二木克明が執筆した「子どもの心」が出版されました。

子どもや親の相談に応じてきた長年の経験をもとに、明るい家庭や学校を築くためのポイントをまとめた本です！



新入所員挨拶



平成17年8月から兼六法律事務所で勤務しております弁護士の森岡真一と申します。

まだまだ勉強の毎日ですが、少しでも依頼者の方々のお役に立てるよう、そして、親しまれ、信頼される弁護士となれるよう、精一杯がんばりたいと思います。よろしくお願ひ致します。

弁護士 森岡 真一

編集後記



事務所報発刊にあたり、いろいろな事務所の事務所報を読んでみました。それぞれに特徴があり、事務所の雰囲気が伝わってきました。

この事務所報を通して、当事務所がより皆様に身近で親しみやすい所となれば幸いです。

(浮田)

暮らしに役立つ

豆知識



No.1

相続放棄って？

亡くなった人に多額の借金がある場合、相続人がその支払を免れるためにとるのが、相続放棄の手続きです。

相続を放棄すれば「その相続に関しては、始めから相続人とならなかったものとみな」されますので（民法939条）プラスの財産だけ相続して、借金は相続しないようにすることはできません。

相続放棄の方法は、「自己のために相続の開始があつたことを知った時から3ヶ月以内」に家庭裁判所に申述します。期間は延長できますが、家庭裁判所に請求しなければなりません。

～最新判例紹介～

H17.9.8 預託金返還請求事件

<事案&論点>

被相続人Aは、不動産を所有し賃貸していた。A死亡後、妻B、子C、D、Eの間で、遺産分割の審判が行われた。審判決定が出るまでの賃料は、遺産分割決定に基づいた割合で各相続人が取得するのか、決定に関係なく法定相続分で取得するのか。

<判旨>

相続開始から遺産分割までの間に共同相続に係る不動産から生ずる賃料債権は、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得し、この賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けない。

